

**別杵速見地域広域市町村圏事務組合**  
**入札参加資格審査申請について**  
**【物品・役務：随時申請】**

**1 競争入札に参加できない者**

次のいずれかに該当する場合は、入札参加資格審査の申請を行うことができません。

- ・ 契約を締結する能力を有しない場合（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合を除きます。）
- ・ 破産者で復権を得ない場合
- ・ 暴力団関係者である場合
- ・ 入札参加資格の停止や取消しの処分を受け、定められた期間を経過していない場合
- ・ 営業に必要な許可、認可等未取得していない場合
- ・ 国税又は圏域内の市(町)税を滞納している場合（圏域内＝別府市・杵築市・日出町）
- ・ 営業年数が1年未満の場合

**2 資格の有効期限**

申請受理月の翌々月（ただし令和6年11月1日以降）から令和8年9月30日まで

**3 申請方法**

郵送、持参のいずれかの方法で提出してください。

**4 提出先**

郵 送：〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号  
別杵速見地域広域市町村圏事務組合事務局 総務係  
持 参：別府市役所4階 広域圏事務局  
連 絡 先：（直通）0977-21-1126

**5 その他注意事項**

- (1) 申請受付後に申請者の申立てによる変更(補正は除く。)は認めておりません。申請内容を十分に確認した上で申請してください。
- (2) 各種書類の申請日など日付記入欄の記入漏れにご注意ください。  
(未記入の場合は再提出をお願いしております。)
- (3) 登録資格要件に必要な書類、記載内容の不備等があった場合、受付または登録認定できない場合がありますので注意してください。
- (4) 申請者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、入札参加資格を認めないことがあります。  
ア 提出書類に虚偽の記載をし、又は資格審査に関する重要な事実を記載しなかったとき。  
イ 資格審査を行う過程又は資格審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- (5) 資格審査の結果については、登録決定後に郵送します。
- (6) 有資格者としての通知を受けた後に、申請書類の内容に変更が生じた場合は変更届を提出してください。  
(ホームページに申請用紙等を掲載しています。)